

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与 運営規程

（事業の目的）

第1条 （株）ヒロセの介護が運営する福祉用具貸与事業所 ヒロセの介護(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活が過ごすことができるよう指定福祉用具貸与等を提供することを目的とする。

（指定福祉用具貸与等の運営方針）

第2条 要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業を実施するものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等(以下「関係機関」という。)との綿密な連携を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具及び介護予防福祉用具(以下「福祉用具等」という。)選定の援助、調整等を行ったうえで、福祉用具等を貸与し、利用者の日常生活の便宜を図るとともに利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。

3 前項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)」の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ヒロセの介護
- 2 所在地 新潟市中央区西堀前通5番町745番1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は以下のとおりとする。

- 1 管理者 1人
事業所における従業者の管理、指定福祉用具貸与等の申込みに係る調整、業務の実施

状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定福祉用具貸与等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 福祉用具専門相談員：常勤換算で 2.0 人以上

指定福祉用具貸与等の提供に関し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、福祉用具等に関する情報提供並びに貸与する福祉用具等の点検、使用方法の指導及び使用状況の確認その他必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は次のとおりにする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとする。
- 2 営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(指定福祉用具貸与等の提供方法及び取扱種目)

第 6 条 指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれた状況等を十分勘案し、利用者の要介護状態若しくは要支援状態の改善等又は介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行うものとする。

2 指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具等の貸与を行うものとする。

3 事業所で取り扱う福祉用具等の種目は次のとおりとする。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり
- (8) スロープ
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助つえ
- (11) 認知症老人徘徊感知機器
- (12) 移動用リフト

(使用料その他の費用の額)

第 7 条 指定福祉用具貸与等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関

する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」に定める基準に従って事業所が利用者に提示する金額とし、法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 福祉用具等の搬入に特別な措置を要する場合は、その要する経費について、実費を徴収するものとする。

3 サービスの利用開始月及び終了月の利用料は、次のとおりとする。

利用開始又は終了の時期	利用料
利用開始日が開始月の15日以前の場合	1か月分の利用料の全額
利用開始日が開始月の16日以降の場合	1か月分の利用料の半額
利用終了日が終了月の15日以前の場合	1か月分の利用料の半額
利用終了日が終了月の16日以降の場合	1か月分の利用料の全額
利用開始日と終了日が同月の場合	1か月分の利用料の全額

4 事業所には、その取り扱う福祉用具等の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は新潟市、及び新発田市とする。

(事業提供にあたっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定福祉用具貸与等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認する。

3 指定福祉用具貸与等の提供を行う従業者は、常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときには、これを提示する。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は福祉用具等を常に清潔な状態で貸与するものとし、回収した福祉用具等を、材質、種類等から判断し、適切な方法で消毒を行い、未消毒の福祉用具等と明確に区分して保管するものとする。

3 事業者は、事業所内の設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。

4 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供を継続的に実施するための、及び再開するための業務継続計画(BCP)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族並びに介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第13条 事業者は、提供した指定福祉用具貸与等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規程により市町村や国民健康保険団体連合会(以下、「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第14条 事業所の従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業所は、サービス担当者会議で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(従業者の研修及びハラスメントの防止)

第15条 事業者は全ての従業者に対し、その資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年に1回以上実施

2 事業者は、適切な指定福祉用具貸与等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、必要な方針の明確化等の措置を講じなければならない。

(虐待の防止に関する措置)

第16条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(記録の準備)

第17条 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 福祉用具等の消毒の確認状況(※消毒を他事業所に委託している場合)

(3) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は平成23年4月1日から施行する。

令和元年12月10日 一部修正（第8条、第15条）

令和8年9月24日 一部修正（第3条）

指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売 運営規程

(事業の目的)

第1条 (株)ヒロセの介護が運営する福祉用具貸与事業所 ヒロセの介護(以下「事業所」という。)が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活が過ごすことができるよう指定特定福祉用具販売等を提供することを目的とする。

(指定特定福祉用具販売等の運営方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業を実施するものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等(以下「関係機関」という。)との綿密な連携を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具(以下「特定福祉用具等」という。)選定の援助、調整等を行ったうえで、特定福祉用具等を販売し、利用者の日常生活の便宜を図るとともに利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。

3 前項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)」の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ヒロセの介護
- 2 所在地 新潟市中央区西堀前通5番町745番1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は以下のとおりとする。

- 1 管理者 1人
事業所における従業者の管理、指定特定福祉用具販売等の申し込みの係る調整、業務

の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規程される指定特定福祉用具販売等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 福祉用具専門相談員：常勤換算で 2.0 人以上

指定特定福祉用具販売等の提供に関し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、特定福祉用具等に関する情報提供並びに特定福祉用具等の点検、使用方法の指導及び使用状況の確認その他必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は次のとおりにする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとする。
- 2 営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(指定特定福祉用具販売等の提供方法及び取扱種目)

第 6 条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれた状況等を十分勘案し、利用者の要介護状態若しくは要支援状態の改善等又は介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行うものとする。

2 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、当該特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づいて相談に応じ、文書により特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具等の販売に係る同意を得るものとする。

3 福祉用具専門相談員は、貸与と販売の選択が可能な福祉用具の選定に当たっては、利用者に対し十分な説明を行い、利用者の意思に基づき適切に選択できるよう必要な支援を行わなければならない。

4 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、販売する特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し必要な点検を行うものとする。

5 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）に指定特定福祉用具販売等が位置付けられている場合は、当該計画に特定福祉用具等が必要な理由が記載されるように指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。

6 居宅サービス計画等が作成されていない場合は、居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具等が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認するものとする。

7 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具等の販売にあたっては、販売後においても、目標の達成状況の確認及びその後のモニタリングを行い、必要に応じて適切な支援を行わなければならない。

8 事業所で取り扱う特定福祉用具等の種目は次のとおりとする。

- (13) 腰掛便座
- (14) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (15) 排せつ予測支援機器
- (16) 入浴補助用具
- (17) 簡易浴槽
- (18) 移動用リフトのつり具の部分
- (19) 固定式スロープ（選択制対象）
- (20) 歩行器（選択制対象・状態の固定等）
- (21) 単点杖・多点杖（選択制対象・状態の固定等）

（販売費用の額その他の費用の額等）

第7条 指定特定福祉用具販売等の額は、事業所内に備え付ける目録に記載された額とする。

2 通常の事業の実施範囲を超えて行う事業に要する交通費は、1k m当たり12円とする。

3 特定福祉用具等の搬入に特別な措置を要する場合は、その要する経費について、実費を徴収できるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は新潟市、及び新発田市とする。

（事業提供にあたっての留意事項）

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定特定福祉用具販売等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認する。

3 指定特定福祉用具販売等の提供を行う従業者は、常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときには、これを提示する。

（衛生管理等）

第10条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所内の設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げ

る措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供を継続的に実施するための、及び再開するための業務継続計画(BCP)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族並びに介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第13条 事業者は、提供した指定特定福祉用具販売等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規程により市町村や国民健康保険団体連合会(以下、「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第14条 事業所の従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族

の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業所は、サービス担当者会議で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(従業員の研修及びハラスメントの防止)

第15条 事業者は全ての従業員に対し、その資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(3) 採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施

(4) 継続研修 年に1回以上実施

2 事業者は、適切な指定特定福祉用具販売等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため、必要な方針の明確化等の措置を講じなければならない。

(虐待の防止に関する措置)

第16条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(記録の準備)

第17条 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(6) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(8) 苦情の内容等に関する記録

(9) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 12 月 10 日 一部修正（第 8 条、第 15 条）

令和 8 年 9 月 24 日 一部修正（第 3 条）

(介護予防)福祉用具貸与サービス重要事項説明書

(1) 当社の概要

法 人 名	株式会社 ヒロセの介護
代 表 者	代表取締役 廣瀬 徳男
所 在 地	新潟市西区善久 8 2 3 番地
電 話 番 号	025-378-1909 (代表)
設 立 年 月 日	平成 1 7 年 1 月 4 日
資 本 金	7,000 万円
事 業 内 容	居宅介護支援事業、訪問介護事業、 福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業 ※予防給付を含みます。

(2) 事業所概要

事 業 所 名	ヒロセの介護			
所 在 地	新潟市中央区西堀前通 5 番町 745 番 1			
電 話 番 号	025-387-3930			
F A X 番 号	025-378-1030			
事 業 者 番 号	1 5 7 0 1 0 9 8 8 2			
サ ー ビ ス を 提供する地域	新潟市 新発田市			
損害賠償責任 保 険 加 入 先	あいおいニッセイ同和損保株式会社			
職 員 体 制	職 種	常 勤	非 常 勤	計
	管理者	1 人	0 人	1 人
	専門相談員	2 人	0 人	2 人
職 務 内 容				
管 理 者	福祉用具専門相談員など従事者等の管理、また(介護予防)福祉用具貸与のご利用申し込みに係る調整・業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 当事業所の従事者に厚生労働省令で定められた指定(介護予防)福祉用具貸与の人員基準及び運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。			

専 門 相 談 員	適切な福祉用具の選定の援助、取付、調整等を行います。
営 業 日	月、火、水、木、金（祝日も営業）
休 業 日	土、日
営 業 時 間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分
緊急時の連絡 先	025-387-3930

（３）事業の目的

株式会社 ヒロセの介護 が開設する ヒロセの介護（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与の事業及び指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、適正な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供することを目的と致します。

（４）事業者の運営方針

本事業の運営方針は、以下のとおりとする。

- 指定(介護予防)福祉用具貸与及び販売は、利用者が要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担軽減に資するよう適切に行うこと。
- 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する指定(介護予防)福祉用具を貸与及び販売すること。
- 提供する指定(介護予防)福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

（５）ご利用料金について

サ ー ビ ス 利 用 料	（事業所備え付けのカatalogに示す料金表のとおり） 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、ご利用者様にご負担していただく料金は保険者から指定された利用者負担の割合に応じます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は全額ご利用者様負担となります。
加 算 料 金	中山間地域等の居住者へのサービス提供加算 （サービス提供地域を除く）・・交通費の 1 / 3 相当額の加算となります。
利 用 料 金 算 定 方 法	利用料金の算定は 1 ヶ月単位となりますが、レンタル開始月・解約月および医療機関への入退院等、休止期間があった月の料金は次のとおり算定させていただきます。

	・ レンタル開始およびレンタル再開があった月の利用料金 開始（再開）日がその月の１５日以前・・・１ヶ月分の全額 開始（再開）日がその月の１６日以降・・・１ヶ月分の半額 ・ レンタル終了およびレンタル休止があった月の利用料金 解約（休止）日がその月の１５日以前・・・１ヶ月分の半額 解約（休止）日がその月の１６日以降・・・１ヶ月分の全額 ※ 利用開始日の同一月内に解約の場合、１ヶ月全額の算定とさせていただきます。 ※ 区分変更などにより月途中で要支援から要介護、又は要介護から要支援に変更になった際、利用を継続する福祉用具の算定は、要支援の期間、要介護の期間それぞれを半額として算定させていただきます。
キャンセル料	ご利用様がサービスの利用を中止されたい場合は、お手数ですが事前に下記連絡先までご連絡をお願いいたします。 【連絡先】 025-387-3930 【担当者】 吉田 博喜 ご利用様の都合でサービスを中止する場合には、サービスの利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは下記のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、ご利用様の容態急変など緊急のやむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要です。 サービス利用日前日までにご連絡いただいた場合・・・無料 サービス利用日当日あるいは連絡がなかった場合・・・負担分の３０％
お 支 払 い 方 法	
お支払い期日	
サービス提供月の翌々月２５日	
現金払い	
上記の支払い期日までに、事業所窓口までご持参いただきます。	
口座振込	
上記のお支払い期日までに、下記口座までお振り込みください。 【 第四北越銀行 黒埼支店 普通預金 2013443 株式会社 ヒロセの介護 】	

口座振替（お引き落とし）
上記のお支払い期日に、ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。 金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

（６）サービス内容

- ご利用者様、またそのご家族様のより「安心」で「快適」な暮らしの実現をサポートさせていただきます。さまざまな介護用品を取り揃えております。
- 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行います。
- ご利用者様等からの要請に応じて貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導・修理等を行います。

（７）事故発生時の対応

- 事業者は、ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご家族様・介護支援専門員・市町村等に連絡を行うなど必要な措置を講じます。
- 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- 事業者は、ご利用者様に対するサービス提供により発生した事故等により、ご利用者様の生命・身体・財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。
- ご利用者様の故意または過失による損害につきましては、損害賠償いただく場合もあります。

（８）苦情相談窓口

事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、下記の窓口で受け付けます。

窓口設置場所	連 絡 先	受付時間
ヒロセの介護	吉田 博喜 （管理者） TEL 025-387-3930 FAX 025-378-1030	月～金 8：30～17：30

事業所に対する苦情は次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連 絡 先	受付時間
新潟市役所 介護保険課	新潟市中央区学校町通 1-602-1 TEL 025-226-1273	月～金 8：30～17：30
新潟県国民健康保険	新潟市中央区新光町 4 番地 1	月～金

団体連合苦情処理窓口	TEL 025-285-3022 FAX 025-285-3305	9：00～16：00
新潟県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会	新潟市上所2丁目2番地2号 新潟ユニゾンプラザ3階 TEL 025-285-5609 FAX 025-281-5610	月～金 9：00～17：00

(9) 個人情報使用の同意について

利用者およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより
必要最小限の範囲内で使用いたします。

○使用する目的

- ・ サービス担当者会議
- ・ 個別サービス計画作成及びサービス提供を行うために必要があるとき
- ・ 主治医及び関係医療機関に対して、利用者の医療情報の提供を求めるとき
- ・ 医療上、緊急の必要があるとき・他事業所等への連絡を必要とするとき

○使用に当たっての条件

- ・ 個人情報の提供は、上記に記載する目的の範囲内で最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ・ 事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこととします。